

議案第78号

北名古屋市高齢者活動センターの設置及び管理に関する条例の一部
改正について

北名古屋市高齢者活動センターの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年8月26日提出

北名古屋市長 太田考則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家の
廃止及び規定の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからで
ある。

北名古屋市高齢者活動センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

北名古屋市高齢者活動センターの設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第3条の表北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家の項を削る。

第8条中「、利用を」を削り、同条第2号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第15条中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。